

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田 辺 和 夫

臨時株主総会兼種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。また、第 1 号議案および第 2 号議案につきましては、普通株主様による種類株主総会を兼ねるものであります。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜わり、平成22年12月21日（火曜日）午後 5 時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、同封の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年12月22日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝三丁目33番1号
当社（中央三井信託銀行本店）16階会議室

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 各議案につき賛否の表示をされない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
(2) 招集通知を電磁的方法で発することをご承諾いただいた株主様から、議決権行使書用紙の交付の請求がありましたときは、議決権行使書用紙をご送付いたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
○株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.chuomitsui.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件

当社と住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）とは、平成22年8月24日をもって、両グループの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して最終的な合意に達したため、平成23年4月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）および経営統合契約を締結いたしました。

また、当社および住友信託銀行は、平成22年10月28日付で、本株式交換契約第9条第2項に基づき、本株式交換契約の一部を構成する合意として、株式交換契約に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約（以下、本覚書がその一部を構成するものをいいます。）の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

一昨年来の金融危機を契機として、社会や経済の構造は、世界的に大きな転換期を迎え、お客様が抱える資金や資産の運用・管理に関する課題は一層高度化・複雑化しております。また、我が国におきましては、少子高齢化や経済の成熟化が進む中、有望分野に対し豊富な個人金融資産や年金等の資金を円滑に供給し、経済の持続的成長を実現させることが喫緊の課題となっております。このような資金や資産に関する様々な課題を解決するうえで、高度な専門性と幅広い業務分野を有する我々信託銀行グループがまさに真価を発揮すべき時代を迎えているものと認識しております。

当社と住友信託銀行は、このような共通認識のもと、両グループの人材やノウハウ等の経営資源を結集し、当グループの機動力と住友信託銀行グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることとし、本経営統合を行うことに合意いたしました。

本経営統合により、新しい信託銀行グループは、両グループが永年にわたり培ってきた信託銀行ならではの高度な専門性を大幅に強化できるとともに、相互の顧客基盤と店舗ネットワークを補完・融合し、信託銀行業界のみならず、我が国金融機関を代表するステータスと強みを有することとなります。

本経営統合は持株会社方式によるものとし、早期の経営統合を図る観点から、既に持株会社体制

となっている当社を新しい信託銀行グループの持株会社として活用します。

また、本株式交換実施後、平成24年4月1日を目処に、グループ傘下の中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社および住友信託銀行の信託銀行3社を合併により統合することを予定しており、システムや事務の効率化、人員の最適配置、店舗網の再編成等を推進してまいります。

このように、専業信託銀行グループである両グループを統合し、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した独自の高付加価値を創出する、新しいビジネスモデルの金融機関として持続的な成長を実現することが、株主の皆さまをはじめとする各ステークホルダーにとって最良の方策であると判断しております。

2. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日をもって商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更予定。住所：東京都港区芝三丁目33番1号。以下「甲」という。）及び住友信託銀行株式会社（住所：大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号。以下「乙」という。）は、平成22年8月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1.甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に1.49を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2.甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の第1回第二種優先株式（以下「乙優先株式」という。）の株主（以下「乙優先株主」という。）（但し、甲を除く。）に対し、乙優先株式に代わり、その有する乙優先株式の数の合計と同数の甲の第1回第七種優先株式（その発行要項は別紙1記載のとおりとし、以下「甲優先株式」という。）を交付する。

3.甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.49株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

4.甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙優先株式1株につき、甲優先株式1株の割合をもって、甲優先株式を割り当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1)資本金 | 0円 |
| (2)資本準備金 | 会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額 |
| (3)利益準備金 | 0円 |

第4条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年4月1日とする。但し、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

- 1.甲は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会及び甲の普通株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 2.乙は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙優先株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。但し、会社法第325条で準用する会社法第319条第1項により、本契約の承認に関し乙優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされる場合は、この限りでない。
- 3.本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第7条（剰余金の配当の限度額等）

- 1.甲及び乙は、平成22年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として、それぞれの従来の配当方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。
 - (1)甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円
 - (2)乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円
- 2.乙は、平成22年9月30日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の

配当を行うことができる。

3.甲及び乙は、平成23年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額に、第1項に定める金額から第1項に従い実施した剰余金の配当の金額を控除した金額を加えた合計額を限度として、それぞれの従来の配当方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。

(1)甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円

(2)乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円

4.乙は、平成23年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

5.甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行うときは相手方の書面による同意を得るものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第9条（効力発生日以後の甲の定款及び役員）

1.甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会（法令等上必要な場合は、同項に定める種類株主総会を含む。）において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、①商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（英語表記はSumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.）へ変更する旨、②本店所在地を東京都千代田区へ変更する旨、③甲優先株式の内容を追加する旨、及び④その他甲及び乙が合意する内容へ変更する旨の定款変更に関する決議を求める。

2.甲及び乙は、効力発生日における甲の役員構成について別途協議し合意する。なお、甲の指名する取締役の数と乙の指名する取締役の数は同数とし、また、甲の指名する監査役の数と乙の指名する監査役の数も同数とする。甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、上記合意に基づき新たに甲の取締役及び監査役に選任すべき者を、甲の取締役及び監査役に選任する旨の決議を求める。また、甲及び乙は、それぞれ、効力発生日における甲の役員構成を当該合意に基づく役員構成とするために必要となる一切の行為を行う。

第10条（乙の定款変更）

乙は、第5条第2項に定める臨時株主総会において、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定を、平成23年3月30日までに本契約が効力を失っていないこと及び本件株式交換が中止されていないことを条件として、平成23年3月30日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求める。

第11条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、効力発生日までに、本件株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として甲の平成23年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。但し、第10条に定める定款変更に関する議案が第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において承認可決されなかった場合は、この限りではない。

第12条（本件株式交換の条件の変更及び本件株式交換の中止）

1.本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本件株式交換を中止することができる。
2.甲又は乙の第5条に定める株主総会において、第9条及び第10条に定める決議の全部又は一部が受けられなかった場合には、本契約のいずれの当事者も、相手方当事者との協議を経て、本件株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の第5条に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年8月24日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺 和夫 ⑨

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均 ⑨

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
第1回第七種優先株式発行要項

1.株式の種類

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第1回第七種優先株式（以下「本優先株式」という。）

2.優先配当金

- ①当社は、当会社定款第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき42円30銭の剰余金（以下「本優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、第3項に定める本優先中間配当金の全部または一部および第4項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。
- ②ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては本優先配当金の額を超えて配当はしない。

3.優先中間配当金

当社は、当会社定款第50条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき21円15銭の金銭（以下「本優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

4.優先臨時配当金

当社は、当会社定款第49条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき経過期間相当額（当該配当の基準日（以下「本臨時配当基準日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から本臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）の金銭（以下「本優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、本臨時配当基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および別の本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

5.残余財産の分配

- ①当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主

または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

②前号に定めるほか、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

6.優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等

①当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

②当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

7.本優先株式の金銭を対価とする取得条項

①当社は、本優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、本優先中間配当金の全部または一部および本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。

②前号に基づき本優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

8.議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は第2項第1号の定めによる本優先配当金（以下本項において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

9.優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金、本優先臨時配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式（当社定款第6条に定める優先株式をいう。）と同順位とする。

10.配当の除斥期間

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。

（注）本要項における当会社定款の条文番号は、本契約の締結日現在の当会社定款における条文番号である。本件株式交換に伴い、当会社定款の条文番号が変更された場合は、相当する条文番号に適宜読み替えるものとする。

株式交換契約に関する覚書（写）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で締結された平成22年8月24日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に関して、平成22年10月28日付で、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書において別段の定めのない限り、本覚書における用語の意味は本株式交換契約に定めるところによる。

第1条（効力発生日における甲の役員構成）

甲及び乙は、本株式交換契約第9条第2項に基づき、効力発生日における甲の役員構成を次の各号に定めるとおりとすることに合意する。

(1)取締役

取締役会長	常陰	均
取締役社長	田辺	和夫
取締役	奥野	順
取締役	向原	潔
取締役	北村	邦太郎
取締役	大塚	明生
取締役	岩崎	信夫
取締役	佐谷戸	淳一
取締役	落合	伸二
取締役	大久保	哲夫

(2)監査役

監査役	杉田	光彦
監査役	天野	哲夫
社外監査役	前田	庸
社外監査役	中西	宏幸
社外監査役	星野	敏雄
社外監査役	高野	康彦

第2条（役員構成の継続）

甲及び乙は、特段の事情がない限り、平成23年6月開催予定の甲の定時株主総会で選任される取締役についても前条に定めるとおりとし、甲においてそのための選任議案の上程を行うことに合意する。

第3条（本株式交換契約との関係）

本覚書は、本株式交換契約第9条第2項に定める合意として、本株式交換契約の一部を構成するものであり、本株式交換契約と不可分一体のものとする。

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月28日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺 和夫 ⑩

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均 ⑩

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して交付する交換対価の相当性に関する事項

ア. 普通株式

当社および住友信託銀行は、本株式交換における普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーに普通株式交換比率の分析を依頼することとし、当社はJ.P.モルガン証券株式会社（以下「J.P.モルガン」といいます。）および野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、住友信託銀行はU.B.S証券会社（以下「U.B.S」といいます。）および大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）を本株式交換に係る普通株式交換比率の分析に関するファイナンシャル・アドバイザーとしてそれぞれ選定いたしました。

J.P.モルガン、野村証券、U.B.Sおよび大和証券キャピタル・マーケッツによる普通株式交換比率の分析結果等につきましては、別紙「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」に記載のとおりであります。

J.P.モルガン、野村証券、U.B.Sおよび大和証券キャピタル・マーケッツは、それぞれ当社および住友信託銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

当社はJ.P.モルガンおよび野村証券による分析結果を参考に、住友信託銀行はU.B.Sおよび大和証券キャピタル・マーケッツの分析結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、以下の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

なお、当社は、J.P.モルガンおよび野村証券から、別紙「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」に記載のとおり、合意された普通株式交換比率が当社またはその普通株主にとって財務的見地から公正または妥当である旨の意見書を取得しております。また、住友信託銀行は、U.B.Sおよび大和証券キャピタル・マーケッツから、別紙「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」に記載のとおり、合意された普通株式交換比率が住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を、それぞれ取得しております。

また、当社および住友信託銀行は、住友信託銀行の普通株式に対する交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。これは、当社普通株式

に上場株式としての流動性が確保されていること、住友信託銀行の普通株式の株主が当社普通株式の交付を受けることにより、本株式交換後も、本経営統合に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等を考慮したものです。

【本株式交換における普通株式交換比率】

	当社 (株式交換完全親会社)	住友信託銀行 (株式交換完全子会社)
普通株式交換比率	1	1.49

- (注) 1. 住友信託銀行の普通株式1株について、当社の普通株式1.49株を割当て交付いたします。
2. 本株式交換により発行する当社の新株式として、普通株式2,495,111,627株を予定しておりますが、これは、平成22年3月31日現在における住友信託銀行の発行済株式の総数(1,675,128,546株)および住友信託銀行が保有する自己株式数(556,984株)に基づいて算定した普通株式数であり、当社が発行する新株式数は変動することがあります。なお、住友信託銀行は、法令等に従い、本株式交換により当社が住友信託銀行の発行済株式(当社が有する住友信託銀行の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時までには有することとなる自己株式(本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって住友信託銀行が取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

イ. 優先株式

当社および住友信託銀行は、住友信託銀行が発行している第1回第二種優先株式については、本株式交換後も同優先株式の株主に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、当社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、住友信託銀行の発行する第1回第二種優先株式1株につき当社の第1回第七種優先株式1株を割当て交付することとしております。

②株式交換に際して増加する株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金および準備金の額は以下のとおりであります。

資本金の額 0円

資本準備金の額 会社計算規則第39条第2項の規定に従い当社が別途定める金額

利益準備金の額 0円

これら資本金および準備金の額につきましては、本株式交換後の当社の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社と住友信託銀行との間で協議のうえ、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたします。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

住友信託銀行の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、同封の「株主総会参考書類第1号議案別冊」の「住友信託銀行株式会社の最終事業年度に係る計算書類等」に記載のとおりであります。

(3) 株式交換当事会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①当社

該当事項はありません。

②住友信託銀行

該当事項はありません。

別紙「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」

1. J.P.モルガンによる割当ての内容の算定の概要

J.P.モルガンは、両社について、市場株価平均法による算定を行うとともに、当社からJ.P.モルガンに対して提出された両社の経営陣により作成されたそれぞれの財務予測に基づくDDM（ディビデンド・ディスカウント・モデル）法による算定、公開情報および各社の財務予測に基づく貢献度分析による算定を行いました。各手法により、以下の普通株式交換比率の算定レンジが示されました。なお、以下の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行普通株式1株について割当て交付する当社普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、普通株式交換比率等に関する憶測報道がなされた平成22年8月18日の前営業日である平成22年8月17日を基準日として、両社の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間および3ヶ月間の両社の終値平均株価を、算定の基礎としております。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.52
2	DDM法	1.45～1.53
3	貢献度分析	1.36～1.59

また、J.P.モルガンは平成22年8月23日付で、以下の前提条件とその他の一定の条件のもとに、本株式交換における普通株式交換比率が当社にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明を当社の取締役会に提出しております。当該意見表明書は、当社の取締役会による本株式交換の評価に関連し、かつ、かかる評価を目的として当社の取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、本株式交換その他の事項に関して、当社の株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。

J.P.モルガンは、当該意見表明およびその基礎となる普通株式交換比率算定を行うにあたり、公開情報、当社もしくは住友信託銀行から提供を受けた情報または当社もしくは住友信託銀行と協議した情報およびJ.P.モルガンが検討の対象とした、またはJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報の一切についてその正確性および完全性に依拠しており、独自にその検証を行ってはいません（または独自にその検証を行う責任も義務も負っていません）。J.P.モルガンは、当社または住友信託銀行のいかなる資産および負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、更に、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社および住友信託銀行の信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析または予測に関連してなされた当社および住友信託銀行の経営陣による将来の業

績や財務状況についての意見表明時点で考えられる最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P.モルガンは、かかる分析もしくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P.モルガンの当該算定および意見表明は、必然的に、平成22年8月23日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報および同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定および意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果および意見表明が影響を受けることがありますが、J.P.モルガンはその算定結果および意見を修正、変更または再確認する義務は負いません。当該意見表明書は、本株式交換における普通株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、当社の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本株式交換が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式交換を実行するという当社の決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、将来において取引される当社普通株式または住友信託銀行普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P.モルガンより、その算定および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注1)の記載をご参照下さい。

(注1)

J.P.モルガンは、本株式交換および本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」といいます。）により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、および本契約書に規定されたとおりに実行されること、ならびに本契約書の最終版はJ.P.モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P.モルガンは、本契約書および関連する契約で当社および住友信託銀行が行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在および将来に亘り真実かつ正確であること、ならびに当社が本契約書または関連する契約に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P.モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P.モルガンは、本株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意または許認可が、当社もしくは住友信託銀行または本株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

当社からJ.P.モルガンに対して提出された当社および住友信託銀行の各財務予測は、それぞれ当社および住友信託銀行の経営陣により作成されました。当社および住友信託銀行のいずれも、J.P.モルガンによる本株式交換の分析に関連してJ.P.モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表して

おらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておりません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数および前提条件（一般経済、競争条件および現行利子率に関係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P.モルガンは、本株式交換のいかなる当事者の役員、取締役もしくは従業員、またはいかなる役職につく関係者についても本株式交換における普通株式交換比率に関連する報酬の金額または性質に関して意見を述べるものではなく、または当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P.モルガンによる分析またはデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果または要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P.モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約および分析を選択することは、J.P.モルガンの分析および意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらすおそれがあります。J.P.モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析または要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析または（プラスもしくはマイナスの）要因がJ.P.モルガンの意見を裏付けたかまたは裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P.モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素および分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社およびそのアドバイザーが制御できない多くの要因および事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P.モルガンが使用した予想およびJ.P.モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。更に、J.P.モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価またはこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。

J.P.モルガンは本株式交換に関する当社のファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として当社から報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式交換が実行された場合にのみ発生します。更に、当社は、J.P.モルガンに対して、カウンセルの報酬および支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ.P.モルガンに生じ得る一定の責任についてJ.P.モルガンに補償することに同意しています。J.P.モルガンおよびその関係会社は、当社または住友信託銀行のために商業銀行業務または投資銀行業務を行っております。当該意見表明書の日付までの2年間において、J.P.モルガンは、中央三井信託銀行による永久劣後債務の買入消却取引における代理人を務め、また、当社または住友信託銀行との間で、各種デリバティブ取引を行い、通常の報酬を受領しております。更に、J.P.モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として当社または住友信託銀行から通常の報酬またはその他の金銭的利益を受領しております。J.P.モルガンおよびその関係会社は、その通常の業務において、当社または住友信託銀行が発行した債券または株式の自己勘定取引または顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、

J.P.モルガンおよびその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。

2. 野村證券による割当ての内容の算定の概要

野村證券は、当社および住友信託銀行について、市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引モデル分析法（DDM法）および貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成22年8月17日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成22年8月11日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成22年8月2日（両社による平成23年3月期第1四半期の決算発表日後）から基準日までの12営業日の株価終値平均、平成22年7月20日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成22年5月18日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均および平成22年2月18日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.53
2	類似会社比較法	1.21～1.59
3	DDM法	1.38～1.58
4	貢献度分析	1.12～1.68

野村證券は、普通株式交換比率の算定に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、住友信託銀行およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の普通株式交換比率算定は、平成22年8月23日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、当社および住友信託銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社および住友信託銀行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券は、平成22年8月23日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数が当社の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を当社に対して交付しております。

3. UBSによる割当ての内容の算定の概要

UBSは、下記で言及される意見書を作成する過程において、市場株価分析、類似上場会社比較分析、貢献度分析、デイスカウンテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を行いました。市場株価分析においては、2010年8月17日（本経営統合における普通株式交換比率に関し一部報道機関による憶測報道がなされた日の前日）を基準日として、基準日の当社および住友信託銀行の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の株価終値の平均値に基づき、当社の市場株価に対する住友信託銀行の市場株価の比率（以下「市場株価比率」といいます。）の範囲が導き出されています。DCF分析においては、当社および住友信託銀行の株式価値ならびに本経営統合の結果生じることが予測されるシナジーの株式価値相当額の範囲を算出し、DCF分析から得られた情報の中から、それらの株式価値を用いて、想定されうる普通株式交換比率（以下「インプライド比率」といいます。）が算定されています。DCF分析は、当社および住友信託銀行の経営陣が作成し、UBSによる利用につき住友信託銀行の取締役会が指示した財務予測および見通しを用いて、両社の普通株主に帰属する将来のキャッシュフロー（純利益に必要な資本を維持するための調整を行ったもの）の予測に基づいて行われました。市場株価分析の要約およびDCF分析から得られたインプライド比率の範囲は、以下の表に記載されています。なお、UBSは、実施した全ての分析結果を考慮したものの、類似上場会社比較分析および貢献度分析に基づいたインプライド比率の範囲の算定は行っておりません。

分析手法	市場株価比率／インプライド比率
市場株価分析	
基準日	1.48
1週間平均	1.50
1ヶ月平均	1.52
3ヶ月平均	1.49
6ヶ月平均	1.53
DCF分析	1.06～1.68

UBSは2010年8月24日付で、本株式交換契約書において合意された普通株式交換比率が住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「UBS意見書」といいます。）を、住友信託銀行の取締役会に対して提供しております。UBS意見書におけるUBSの意見は、当該意見書に記載された様々な重要な前提条件、免責事項、考慮した事項および制限（（注2）に記載されるものを含みます。）に基づき、またそれらを前提としております。UBSのアドバイザリー・サービスおよびUBS意見書は、住友信託銀行の取締役会が本株式交換を検討する際の情報提供および支援を目的として提供されたものであり、UBS意見書は、住友信託銀行の普通株主による本株式交換またはその他のいかなる事項に関する議決権行使に対しても、何らかの推奨を行うものではありません。また、UBSは、特定の普通株式交換比率を唯一適切なものとして住友信託銀行またはその取締役会に対して推奨することはしておりません。

UBSの分析および意見は必然的に、2010年8月24日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいており、UBSは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由によっても、その分析または意見を更新、改訂もしくは再確認する責任を負うものではありません。当社および住友信託銀行の経営陣により作成され、UBSの分析のために利用することを住友信託銀行の取締役会が指示したシナジーを含む両社の将来の財務予測および見通しについて、UBSは、住友信託銀行の取締役会の指示により、それらが当社および住友信託銀行の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の承認を得て、それらのシナジーを含む財務予測および見通しが、想定された時間軸および金額により達成されることを前提としております。

(注2)

UBSは、本経営統合に関する住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その支払いの一部は本株式交換の完了を条件としており、また、その他一部の支払いについては住友信託銀行、中央三井アセット信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社の合併の完了を条件としております。）を受領する予定です。また、住友信託銀行は、UBSのファイナンシャル・アドバイザー業務から生じる一定の債務についてUBSに対し補償することに同意しております。UBSおよびUBSの関係会社は、過去において、(i)住友信託銀行の完全子会社である住信リース株式会社と住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社との合併や、(ii)住友信託銀行による日興アセットマネジメント株式会社の買収において、住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めるなど、本経営統合以外においても当社および住友信託銀行ならびに両社の関係会社に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。UBSおよびUBSの関係会社は、通常の証券業務において、自社勘定または顧客勘定を通じて、当社または住友信託銀行もしくは両社の関係会社の有価証券に関して保有または取引を行う可能性があり、したがって、随時かかる有価証券に関してロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つことがあります。UBS意見書の提供については、UBSおよびUBS Securities LLCが権限を付与したそれぞれの委員会の承認を受けております。

上記の要約は、UBS意見書に関連してUBSが行った全ての分析およびUBSが検討した全ての要素の完全な記述ではありません。財務的な意見書の作成過程は主観的な判断を伴う複雑なものであり、部分的な分析または要約説明は必ずしも適切ではありません。UBSは、UBSが行った分析（その一部は上記に要約されています。）は全体として考慮される必要があります。分析の一部分のみを選択し、または表形式で表示された情報に焦点を当てることにより、UBSの分析および意見の基礎をなす過程に対する不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。UBSは、意見書の作成にあたり実施した分析のうち、一つの要素または手法のみから、もしくはそれらに関して単独で結論を引き出すのではなく、実施した全ての分析結果およびそれらの分析の総合的な判断に基づいて、最終的な意見に達しました。

UBS意見書は、住友信託銀行が取りうる他の事業戦略または取引と比較した場合における本経営統合または本経営統合に関連する取引の利点について意見を述べるものでなく、また住友信託銀行が本経営統合または本経営統合に関連する取引を実行するという決定の基礎をなす事業上の意思決定について意見を述べるものでもありません。住友信託銀行の取締役会は、(i)UBS意見書に明示される限りにおける普通株式交換比率に関する意見を除き、本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」といいます。）の条件もしくは本経営統合または本経営統合に関連する取引の内容について、または(ii)住友信託銀行の普通株主以外の、住友信託銀行のあらゆる有価証券保有者、債権者またはその他の有権者にとっての公正性その他の考慮すべきいかなる事項についても、UBSに意見を述べることを依頼しておらず、またUBSもそのような意見は述べておりません。更に、UBSは、普通株式交換比率に関連して本経営統合の当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる報酬の金額や性質の公正性に関する意見も述べておりません。また、UBSは、本経営統合公表後の住友信託銀行普通株式の取引価格、本経営統合に従い発行される三井住友トラスト・ホールディングス普通株式の価値、もしくは三井住友トラスト・ホールディングス普通株式、当社普通株式または住友信託銀行普通株式のいかなる時点における取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、UBS意見書を提出するにあたり、住友信託銀行の同意を得て、(i)最終的に締結される本契約書の内容が、UBSが確認した草案と重要な点において差異がないこと、(ii)本契約書の当事者が本契約書の全ての重要な条件を遵守すること、および(iii)本経営統合が、本契約書の条件に従い、本契約書の重要な条項や条件について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく実行されることを、それぞれ前提としております。また、UBSは、本経営統合の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他の機関による同意あるいは許認可が、当社、住友信託銀行または本経営統合に対して重要な悪影響を与えることなく得られることを前提としております。UBSは、住友信託銀行との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を付与されておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、UBS意見書の作成にあたりUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておりません。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、当社または住友信託銀行の資産または負債（偶発的か否かを問いません。）について独自の評価または鑑定を行っておらず、またそのような評価または鑑定の提供も受けておりません。UBSは、融資やリースのポートフォリオまたはそれらに関連する損失の引当金等、個々の金融資産の評価における専門家ではなく、個々の信用情報の検証を行うことを依頼されておらず、また当該検証を行っておりません。またUBSは、当社および住友信託銀行の当該引当金は、総計で、当該損失を補填するのに適切であるとの説明を受けそれを前提としています。

UBS意見書は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本会計基準」といいます。）に従って作成された財務情報に基づいています。UBSは、分析にあたり、国際財務報告基準に従って当社または住友信託銀行が作成した財務情報を検討しておらず、日本会計基準と国際財

務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。またUBSは、住友信託銀行の同意を得て、本経営統合が日本の所得税および法人税の目的上、非課税の組織再編に適切であることを前提としております。UBS意見書は必然的に、UBS意見書の日付現在における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいております。

4. 大和証券キャピタル・マーケットによる割当ての内容の算定の概要

大和証券キャピタル・マーケットは、市場株価分析およびDCF分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の普通株式交換比率のレンジは、住友信託銀行の普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、平成22年8月17日を基準日として、当該基準日の株価終値、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の株価終値平均を参照しています。

採用手法	普通株式交換比率の評価レンジ
1. 市場株価分析	1.48~1.53
基準日	1.48
基準日直近1ヶ月間	1.52
基準日直近3ヶ月間	1.49
基準日直近6ヶ月間	1.53
2. DCF分析	1.36~1.55

大和証券キャピタル・マーケットは、普通株式交換比率の分析に際して、分析および検討の対象とした全ての資料および情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報の正確性および完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負いません。大和証券キャピタル・マーケットは、住友信託銀行および当社ならびにそれらの関係会社の全ての資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券キャピタル・マーケットは、提供された事業計画および財務予測その他将来に関する情報が、住友信託銀行および当社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的な手続に従って作成されていることを前提としており、住友信託銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券キャピタル・マーケットの分析は、平成22年8月23日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券キャピタル・マーケットが入手可能な情報に依拠しています。

大和証券キャピタル・マーケットは、住友信託銀行の取締役会に対して、平成22年8月23日付で、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数が、住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を交付しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、新たな信託銀行グループが発足することとなります。これに伴い、当社現行定款のうち以下の事項について所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換の効力発生時（以下「本株式交換効力発生時」といいます。）に効力を生ずることといたします。

ア. 商号（変更後定款第1条）

本経営統合に伴い、商号を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に変更するものです。

イ. 本店の所在地（変更後定款第3条）

本経営統合に伴い、本店所在地を「東京都千代田区」に変更するものです。

ウ. 公告方法（変更後定款第5条）

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法について「日本経済新聞に掲載する方法」とし、発行地を限定する文言を削除するものです。

エ. 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数（変更後定款第6条）

本経営統合に伴い、発行可能株式総数および各種類の種類株式の発行可能種類株式総数の増加その他所要の変更を行うものです。

オ. 優先株式に係る規定（変更後定款第6条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第29条）

本経営統合に伴い、住友信託銀行の優先株式に関する定款の規定に相当する規定の追加その他所要の変更を行うものです。

カ. 副会長（変更後定款第34条）

会長を補佐する取締役を明確にするため、副会長の選定に関する規定を追加するものです。

キ. 常任監査役（変更後定款第42条）

監査体制の整備を図るため、常任監査役の選定に関する規定を追加するものです。

ク. 上記のほか定款全般にわたり、引用条数の変更および条数の繰下げ等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (条文省略)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p>	<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p>
<p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>	<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>4,193,332,436</u>株とし、<u>その内訳は次のとおりとする。</u></p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000</u>株とし、<u>各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第七種優先株式（以下併せて「第七種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>普通株式 <u>4,068,332,436株</u></p> <p>第五種優先株式 <u>62,500,000株</u></p> <p>第六種優先株式 <u>62,500,000株</u></p>	<p>株式と併せて「優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>をそれぞれ超えないものとする。</p> <p>普通株式 <u>8,500,000,000株</u></p> <p>第五種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第六種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第1回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第2回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第3回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第4回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第1回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第2回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第3回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第4回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第1回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第2回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第3回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第4回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p>
<p>第7条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当会社は、第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日</p>	<p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当会社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当の全部または一部および第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、<u>第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、<u>第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p>	<p>が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p><u>第1回第七種優先株式 1株につき、年42円30銭</u></p> <p><u>第2回ないし第4回第七種優先株式 1株に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u></p>	<p><u>つき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第八種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第九種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p><u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、年21円15銭</u></p> <p><u>第14条（優先臨時配当金）</u> <u>当社は、第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p><u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（残余財産の分配） 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額を支払う。</u></p> <p><u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p><u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>	<p>第15条（残余財産の分配） 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>
<p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（普通株式を対価とする取得請求権） <u>各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（取得条項）</p> <p>当社は、第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p>	<p>2 <u>前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>第19条（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>当社は、第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種の第八種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 <u>当社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="208 173 752 241">一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p data-bbox="427 325 503 355">(新設)</p> <p data-bbox="182 1270 405 1300">第18条 (優先順位)</p> <p data-bbox="208 1307 752 1375">当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第49条第2項による</p>	<p data-bbox="802 173 1350 279">3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p data-bbox="777 325 1271 355">第20条 (普通株式を対価とする取得条項)</p> <p data-bbox="802 362 1350 1073">当会社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p data-bbox="802 1081 1350 1224">2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</p> <p data-bbox="777 1270 999 1300">第21条 (優先順位)</p> <p data-bbox="802 1307 1350 1375">当会社の発行する各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、優先臨時配当金お</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>剰余金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第19条～第25条（条文省略）</p> <p>第26条（種類株主総会） 第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第27条～第30条（条文省略）</p> <p>第31条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 （新設） 二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。</p>	<p>よび残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第22条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（種類株主総会） 第22条第2項、第24条、第25条、第26条、第27条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p>第34条（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 二 副会長は、会長を補佐する。 三 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 四 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。 五 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>五</u> 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>第<u>32</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>39</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 （新設）</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>51</u>条（条文省略）</p>	<p><u>六</u> 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>第<u>35</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、<u>ほかの取締役が</u>その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>42</u>条（常勤監査役および常任監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 <u>2 監査役会は、その決議をもって、常任監査役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第<u>43</u>条～第<u>54</u>条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、住友信託銀行が当社の完全子会社となり、新たな信託銀行グループが発足することとなります。

つきましては、新たな信託銀行グループの持株会社として子会社に対する経営管理を適切に行えるよう、本株式交換契約に基づき、本株式交換に際し就任することとなる取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に効力を生ずることといたします。

また、現在の取締役の員数は6名ですが、取締役住田謙氏は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に辞任される予定でありますので、本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じますと、本株式交換効力発生時直後における取締役の員数は10名となる予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (カッコ内は所有する住友信託 銀行株式会社株式の数)
1	つねかげ ひとし 常陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成16年6月 同社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年1月 同社取締役社長(現職)	普通株式 0株 (普通株式 42,000株)
2	むこうはら きよし 向原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 同社執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成16年6月 同社常務執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成17年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員(現職)	普通株式 0株 (普通株式 50,157株)
3	おおつか あきお 大塚 明生 (昭和28年3月16日生)	昭和51年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成14年4月 同社執行役員 東京法人信託営業第一部長委嘱 平成16年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成16年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員(現職)	普通株式 0株 (普通株式 33,000株)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (カッコ内は所有する住友信託 銀行株式会社株式の数)
4	さやと じゆんいち 佐谷戸 淳一 (昭和30年9月27日生)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 米州地区統括支配人兼ニューヨ ーク支店長委嘱 平成20年5月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成20年6月 同社取締役兼常務執行役員 (現職)	普通株式 0株 (普通株式 22,000株)
5	おおくほ てつお 大久保 哲夫 (昭和31年4月6日生)	昭和55年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 業務部長委嘱 平成19年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成19年6月 同社執行役員 平成20年1月 同社常務執行役員 平成20年3月 住友成泉株式会社 社外監査役 (現職) 平成20年6月 住友信託銀行株式会社取締役兼常務執行役員 (現職)	普通株式 0株 (普通株式 31,000株)

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、住友信託銀行が当社の完全子会社となり、新たな信託銀行グループが発足することとなります。

つきましては、新たな信託銀行グループの持株会社としての監査体制の充実を図るため、本株式交換契約に基づき、本株式交換に際し就任することとなる監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に効力を生ずることといたします。

また、現在の監査役の員数は5名ですが、監査役若狭保弘氏および米澤康博氏は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に辞任される予定でありますので、本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じますと、本株式交換効力発生時直後における監査役の員数は6名となる予定であります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (カッコ内は所有する住友信託銀行株式会社株式の数)
1	すきた てるひこ 杉田 光彦 (昭和26年7月14日生)	昭和50年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成17年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 同社常務執行役員 平成17年6月 同社常務執行役員 審査部長委嘱 平成19年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成21年5月 同社取締役兼専務執行役員 資産金融部長委嘱 平成21年7月 同社取締役兼専務執行役員 (現職)	普通株式 0株 (普通株式 46,000株)
2	まえだ ひとし 前田 庸 (昭和6年11月18日生)	昭和47年4月 学習院大学法学部教授 平成13年11月 株式会社東京証券取引所 社外取締役 (現職) 平成14年4月 学習院大学名誉教授 (現職) 平成15年5月 社団法人東京銀行協会 監事 平成15年6月 住友信託銀行株式会社 監査役 (現職) 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 (現職) 平成20年5月 社団法人東京銀行協会 監事退任	普通株式 0株 (普通株式 0株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (カッコ内は所有する住友信託銀行株式会社株式の数)
3	星野 敏雄 (昭和19年12月22日生)	昭和44年4月 花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社 平成4年6月 花王株式会社 取締役 平成8年6月 花王株式会社 常務取締役 平成10年8月 花王株式会社 常務取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成12年6月 花王株式会社 代表取締役専務取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成14年6月 花王株式会社 代表取締役専務取締役 執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成15年6月 花王株式会社 代表取締役 専務執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成19年7月 ニベア花王株式会社 代表取締役社長退任 平成20年6月 花王株式会社 代表取締役 専務執行役員退任 平成21年6月 住友信託銀行株式会社 監査役（現職）	普通株式 0株 (普通株式 0株)

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 前田庸氏、星野敏雄氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1)社外監査役候補者の選任理由について

①前田庸氏は、会社法、手形小切手法を専門分野とする、わが国を代表する法律学者の一人であり、その知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に生かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

②星野敏雄氏につきましては、上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に生かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(2)社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由

前田庸氏は、過去に社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記3(1)記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(3)社外監査役候補者との責任限定契約について

前田庸氏および星野敏雄氏が監査役に選任された場合、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は住友信託銀行との本経営統合の予定を踏まえ役員報酬体系の見直しを行った結果、平成22年10月28日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を、平成23年3月31日をもって廃止することを決議いたしました。

同制度の廃止に伴い、在任中の取締役6名および監査役5名に対して、その功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当な範囲内で、平成23年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各氏が取締役および監査役を退任した時とし、支給の具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
た なべ かず お 夫 田 辺 和 夫	平成14年2月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社取締役社長 現在に至る
きた 村ら く に た ろ う 北 村 邦 太 郎	平成22年6月 当社取締役副社長 現在に至る
いわ き さ き のぶ お 夫 岩 崎 信 夫	平成22年6月 当社専務取締役 現在に至る
おち あい しん じ 落 合 伸 二	平成22年6月 当社常務取締役 現在に至る
おく の じゆん 奥 野 順	平成14年2月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役 平成22年2月 当社取締役 現在に至る
すみ だ けん 住 田 謙	平成18年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役 現在に至る
あま の てつ お 夫 天 野 哲 夫	平成21年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る
わか き やす ひろ 若 狭 保 弘	平成21年6月 当社監査役 現在に至る
よね ざわ やす ひろ 米 澤 康 博	平成17年6月 当社監査役 現在に至る
たか の やす ひこ 高 野 康 彦	平成18年6月 当社監査役 現在に至る
なか にし ひろ ゆき 中 西 宏 幸	平成21年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場案内図

東京都港区芝三丁目33番1号
当社（中央三井信託銀行本店）
16階会議室
☎03-5445-3500(大代表)

最寄駅

JR山手線・京浜東北線
都営浅草線・三田線

田町駅三田口(西口)から 徒歩約10分
三田駅A10出口から 徒歩約5分

